

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
5月1日
(火曜日)

目 次

- 告示
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………一
- 瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)……………二
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………二
- 公告
一般競争入札の実施(情報企画課)……………二
- 平成三十年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)……………三
- 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課)……………四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………六
- 林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)……………七
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………七

山口県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第四百五十二号(三)に係るもの)



限る。(一)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度
立木の伐採の限度を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 柳井市伊保庄字山ノ神九六九の一、九六九の四、九七〇の一、九七〇の三、九七〇の四、九七二、九七四、一〇九七四の一、一〇九七四の六から一〇九七四の八まで、一〇九七四の一〇から一〇九七四の一九まで、一〇九七四の二四から一〇九七四の二七まで、一〇九七四の二九、字星島一〇二八、一〇三〇、一〇三一、一〇三四、一〇四七一、字奥原二二一四、二二一五の一、一〇八四三の一、一〇八四三の二、一〇八四六から一〇八四八まで、二二八五九の一から二二八五九の四まで、字早山三九五四、三九五六の二、一一七六三、字長島一〇四五九、一〇四六一、字大星一一六四一の二、一一六四一の八、一一六四一の二二、一一六四一の二四、一一六四一の三一、一一六四一の三二、字楠一一七九五の三、字大見山二二六八六の一、二二六八六の一〇から二二六八六の一五まで、柳井字恥神四五一〇、四五一一、一〇八九三、一〇八九六、阿月字阿月一〇九九一の二
- 熊毛郡上関町大字室津字大深山一〇二九八の五、一〇二九八の一、一〇二九九の一、一〇二九九の二、一〇三〇〇、一〇三〇〇の二、一〇三〇一、字大平山一〇二九八の一八から一〇二九八の二〇まで、一〇二九八の二五、字船越一〇三四四の四、一〇三四四の五八
- 熊毛郡平生町大字佐合島字松葉二九〇、五六六の二、大字佐賀字西ヶ原五一二の一、一一一八、一一一九の一から一一二九の三まで、一一二〇の二、一三七〇、字赤井一一二二、一一三〇、一一三二の三、大字平生村字湯山一二五九・一二五九の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 柳井市伊保庄字早山一七六三・字楠一七九五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

熊毛郡上関町大字室津字大深山一〇三〇〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十七号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、瀬戸内海機船船びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

申請期間

平成三十年五月七日から同月十八日まで

山口県告示第百八十八号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

下関市職員互助
 会会長 小野雅
 弘

を

下関市職員互助
 会会長 今井弘
 文

に改める。



(二〇〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン用ソフトウェアライセンス 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成三十年六月二十九日

(四) 納入場所

山口県総合企画部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十三号）に基づく資格審査において、ソフトウェアについて物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、

借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十年五月一日から同年六月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成三十年六月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年六月十三日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課四階研修室

(二) 日時

平成三十年六月十三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年六月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二二六七〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Network PC Software License
- (3) Delivery period: June 29, 2018
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2670)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 12, 2018 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. June 13, 2018)

(二〇二) 平成三十年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、平成三十年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成三〇、六、二四	午前九時	下関市菊川ふれあい会館
七、三〇	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃	〃	山口県総合保健会館
〃	一五	下松市地域交流センター
〃	二九	柳井市文化福祉会館
〃	八、八	山口県立農業大学校
〃	二六	美祢市民会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

試験の場所	提出期限
下関市菊川ふれあい会館	平成三〇、六、一五 午後五時
山口市吉敷下東三丁目一番一号	〃 二六
山口県総合保健会館	〃
下松市地域交流センター	七、六
柳井市文化福祉会館	〃 二〇
山口県立農業大学校	八、一
美祢市民会館	〃 一七

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地在を所管する農林水産事務所又は農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内

六 狩猟免許申請手数料

に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）
 法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三一九三三―三〇五〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一〇二) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施します。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 適性試験等の日時及び場所

日	時	場 所
平成三〇、六、二五	午後一時	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃	〃	山口県総合保健会館
〃	二六	下関市豊田生涯学習センター
〃	〃	宇部市万倉ふれあいセンター
〃	二八	〃
〃	七、三	山口県周南総合庁舎
〃	四	山口市徳地域交流センター

(一〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成三十年五月一日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 プリムールあおい
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕
 発株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社キュール	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社キュール
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	広島市中区富士見町 八番七号	広島市西区南観音六 丁目一―番二九号

- 四 届出年月日
 平成三十年四月五日
- 五 変更年月日
 平成二十七年十月五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 プリムールあおい
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕
 発株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 石井 一郎	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社石井フラワーズセンター
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	石井 一郎	株式会社石井フラ ワーズセンター
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	石井 一郎	防府市栄町二丁目六 番四―号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	石井 一郎	石井 一郎

- 四 届出年月日
 平成三十年四月五日
- 五 変更年月日
 平成二十八年四月五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 プリムールあおい
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕
 発株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社ヘイワ薬局	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社ヘイワ薬局
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	〇防府市新田樋ノ前一 〇四七の二	〇防府市天神一丁目一 〇番二五号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大川 英明	越智 志穂

- 四 届出年月日
 平成三十年四月五日
- 五 変更年月日
 平成二十九年十二月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 プリムールあおい
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕
 発株式会社

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	松月堂製パン株式会社 有限会社ガネーシユインド 有限会社お菓子職人	

四 届出年月日
 平成三十年四月五日
 変更年月日
 平成三十年三月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 プリムールあおい
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕
 発株式会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		株式会社ミッドフォー

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	山口市大内長野五九三の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	千坂 孝司

四 届出年月日
 平成三十年四月五日
 変更年月日
 平成三十年三月三十一日

(一〇四) 林業種苗生産事業者の登録
 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成三十年五月一日
 登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所
 一一九九 川野 裕明 山口市中尾一〇八五の一
 二二〇〇 三好 育成 仁保下郷二五一一

山口県知事 村岡 嗣政
 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成
 事業所の名称及び所在地 生産事業者の住所に同じ



公告
 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
 平成三十年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項
 次に掲げる物品等の借入れ
 (一) 物品等の名称及び数量

- (一) X線マイクロアナライザー 一式
- (二) 物品等の特質等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 使用期間
平成三十年八月一日から平成四十年七月三十一日までの間
- (五) 使用場所
山口県警察本部刑事科学捜査研究所
- 二 入札参加資格
- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、借入品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成三十年五月一日から同年六月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部刑事科学捜査研究所において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当す

- る金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県警察本部刑事科学捜査研究所
- (三) 受領期限
平成三十年六月八日午後五時(入札書を持参する場合は、平成三十年六月十一日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室
- (二) 日時
平成三十年六月十一日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年五月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九七三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(注) 詳細については、山口県警察本部刑事部科学捜査研究所（電話〇八三一九三三三〇一一〇）に問い合わせるよう。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Xray microanalyzer / Microanalysis
- (3) Term of use: From August 1, 2018 to July 31, 2028
- (4) Place of use: Forensic Science Laboratory, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Forensic Science Laboratory, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-01110)
- (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. June 8, 2018(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. June 11, 2018)

平成三十年五月一日
發行

發行
人所

山口
県知
事